

◎新潟県告示第151号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成25年2月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林の所在場所

新潟県上越市牧区岩神字小峯 3719、3721 から 3727 まで、3730 から 3733 まで、3733 の子、3734 から 3737 まで、3737 の子、3738 から 3751 まで、3752 の 1 から 3752 の 4 まで、3753 から 3756 まで、4075 から 4077 まで、4077 の 1、4077 の 丑、4077 の 寅、4078 から 4081 まで、4081 の 1、4081 の 2、4082、字倉ノ下 3757 から 3759 まで、3760 の 1、3760 の 2、3761 から 3763 まで、3763 の 1、3763 の 3、3763 の 4、3764 から 3769 まで、3771、3775、3776、3890、3891、3892 の 1、3892 の 2、3901 から 3905 まで、字大峯 3906 の 1、3906 の 2、3907 から 3912 まで、3943 から 3956 まで、3958、3958 の 1、3959 から 3963 まで、3964 の 1、3964 の 2、3965 から 3968 まで、3971 から 3987 まで、3989 から 3995 まで、3995 の子、3996、3996 の子、3999、4084、4085、4087 の子から 4087 の 寅まで、4088、4089 の 1、4089 の 2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）